## 一種病原体の輸入に関する指定について

## 1. 背景

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、様々な国から、多数のアスリート、要人、観客等が 集まり、**感染症が持ち込まれる危険性**がある。また、国際的に最高の注目度を集めて開催される行事であるこ とから、大会の機会を狙った国際テロ等の発生も懸念される。
- このため、政府として、東京オリンピック・パラリンピックに向け、国際的に脅威となる南米出血熱ウイルス等の一種病原体による感染症(一類感染症)対策の強化を図ることとしている。
  - ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)
  - → 「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、(中略)感染症対策について、(中略)研究・検査・治療体制(中略)等を強化」

## 2. 具体的な取組

- 〇 国立感染症研究所では、検査体制等の充実・強化のための取組の一環として、<u>海外から以下の一種病原体の</u> 分与を受けるための手続を進めていく方針。
  - ※南米出血熱ウイルス、ラッサ熱ウイルス、エボラ出血熱ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、マールブルグ病ウイルス

## 【一種病原体の分与を受ける理由】

- ① 診断のための検査精度の向上
  - ・現在、国立感染症研究所が整備している検査法は、人工的に合成した病原体の一部を利用したもの。
  - ・多くの先進国が実施している病原体そのものを用いた標準的な検査法を整備することにより、変異している病原体に対しても 正確で迅速な診断をすることができるようになる。
  - ・それは、国内で検査に携わる人材の技能を向上させ、診断のための検査精度の向上につながる。
- ② 患者の治療への寄与
  - 一類感染症と診断された患者に対し、感染症指定医療機関で治療を行う際、行った治療が有効であるかを判定するためには、 患者の中の病原体や抗体(免疫)の有無等を検査する必要。
  - ・特に、治療が有効であること、また、患者が完治に向かっていることを判断するためには、当該患者が他者に感染させるリスクがなくなっていることを確認する必要があり、**そのための検査を行うためには病原体そのものを用いなければならない**。
- 7月5日(金) 輸入する一種病原体を指定
  - ※現在、国立感染症研究所が一種病原体の分与を受けるための手続を進めている。